序章　計画の基本的事項

1.緑の基本計画とは

（1）計画策定の背景

市民憲章で「自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。」と謳う本市では、平成８年５月に「倉敷市緑の基本計画－くらしき花と緑のシンフォニー計画－」（新規）、平成 18 年度に「倉敷市緑の基本計画－水と緑のシンフォニー計画－」（合併に伴う見直し）を策定し、豊かな緑の保全、都市公園の整備など積極的に施策を推進してきました。

そうした中で、環境問題や人口減少社会、厳しい行財政状況など様々な社会経済情勢を背景として、環境に配慮した持続可能なまちづくり、効果的で質の高い個性あるまちづくり、協働のまちづくりが求められる時代に突入しました。

こうしたことから、現行計画の目標年次である平成 27 年を迎えるにあたり、上位・関連計画との整合、社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、さらなる緑豊かなまちづくりに取り組んでいくため、新たな計画の策定を実施することとしました。

（2）計画の根拠

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第４条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた施策として緑地の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化及び意識啓発などの方針を明確にする計画であり、緑のまちづくりを総合的かつ計画的に実施するための指針となる計画です。また、本市では自然環境保全条例第８条において、緑化計画（緑の基本計画）の策定を位置付けています。

○都市緑地法

都市緑地法第４条では、「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」とされており、おおむね次の事項を定めることとしています。

- 緑地の保全及び緑化の目標
- 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 地方公共団体の設置に係る都市公園の整備及び緑化の推進に関する事項　　など

○倉敷市自然環境保全条例

倉敷市自然環境保全条例第８条では、緑化計画の策定として「市長は、自然環境を回復し、緑の保全と緑化の推進を図るため、倉敷市環境審議会の意見を聴き、緑化計画を策定し、その実施に努めなければならない。」とされており、次の事項を定めることとしています。

- 緑の保全に関する基本方針
- 緑化推進に関する基本計画
- 緑化についての重要な施策に関する事項

（3）位置付け

緑の基本計画は、上位計画である倉敷市総合計画等に即すとともに、関連計画である倉敷市都市計画マスタープラン、倉敷市環境基本計画及び倉敷市景観計画等との整合を図ることで、本市における緑の総合的な計画として位置付けられます。

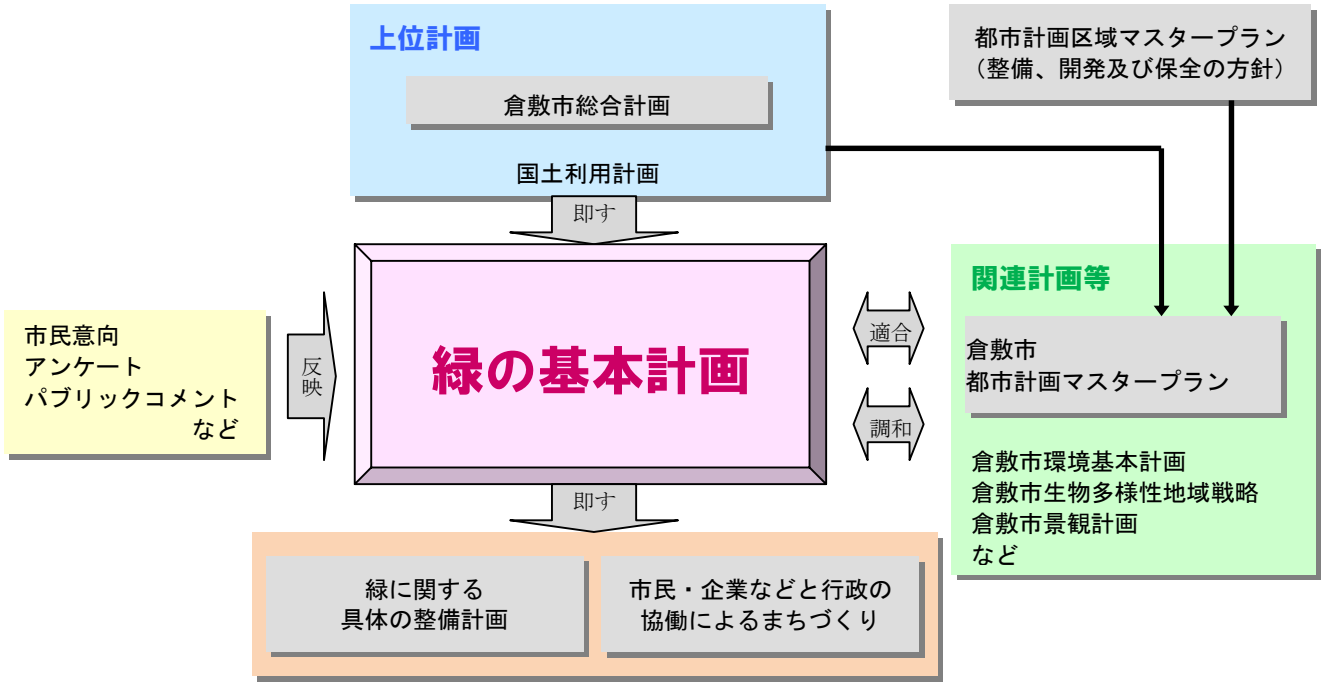

（4）目標年次

緑の基本計画は、長期的な視点に立って緑の将来像を定め、その実現に向けた方針を明確にするものであることから、概ね 20 年後の平成 47 年度を目標年度とします。

なお、社会経済情勢の変化に対応するため、概ね 10 年後には見直しを行い、計画の充実・強化を図っていきます。

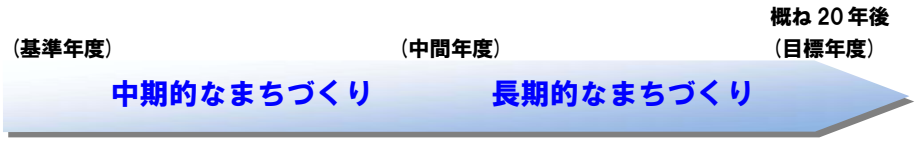

2.緑について

（1）緑の機能

緑は、下記に示すような多様な機能を有しており、都市環境をまもり、快適で安心・安全な質の高い暮らしを実現するためには、その機能を認識し、全ての人々により緑を守り育てていくことが必要です。

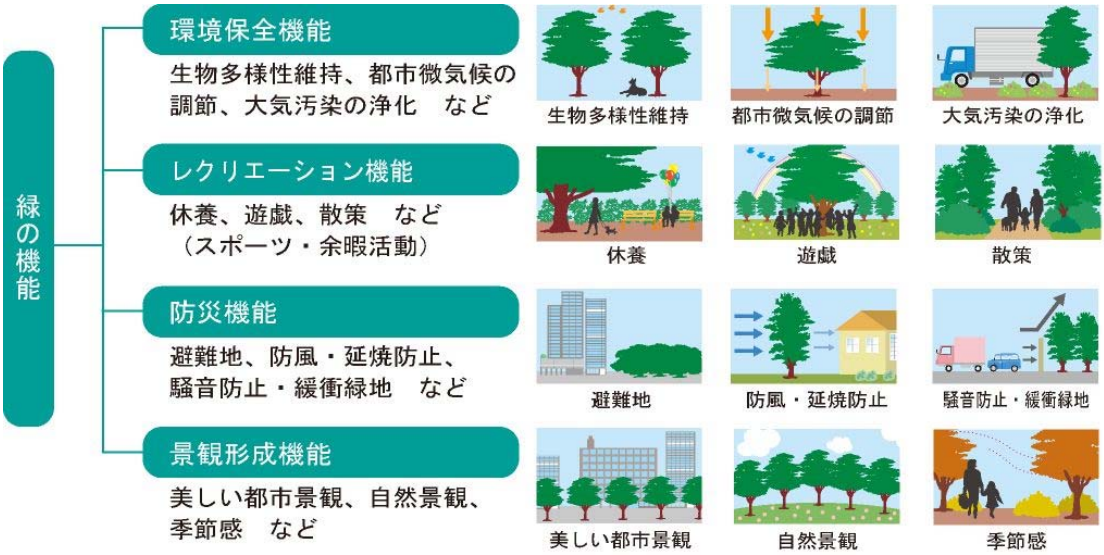

〇環境保全機能

緑は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、生物多様性の維持・確保に重要な役割を果たすとともに、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象等により悪化する都市微気候の調節、大気の浄化、騒音・振動の緩和等の機能を有するなど、人と自然が共生し、持続可能な社会を構築するために重要な環境保全機能を有しています。

〇レクリエーション機能

自由時間の増加や価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、余暇活動の多様化、高度化、広域化が進展しています。また、都市化の進展や少子・高齢化に伴い、自然とのふれあい、健康への関心などが高まるなど余暇需要も増加しつつあります。

そうした中で、緑は、休養や遊戯、散策など様々な余暇活動に対応するレクリエーション機能を有しています。

〇防災機能

近年、地球温暖化に伴うゲリラ豪雨や東日本大震災のような甚大な被害を及ぼす災害リスクが高まっており、近い将来には、高い確率で南海トラフ巨大地震が発生することが予測されています。また、工業地帯などの近隣住宅地では、工場から発生する粉塵や騒音などの生活環境への影響が懸念されます。

そうした中で、緑は、災害時の人々の避難地や避難路、救援・復旧活動拠点、火災の延焼防止帯、工業地帯からの影響を緩和する緩衝緑地など様々な防災機能を有しています。

〇景観形成機能

市街地の背景となる丘陵地の緑、街路樹や公園の緑、河川や用水等の水辺空間は、人工的な都市にうるおいと美しさをもたらします。また、豊かな山々や河川、農地などの緑は、都市の風土を形成するうえで重要な要素となり、新緑や紅葉、頭を垂れる黄金色の稲穂などによって季節感を感じることができます。さらに、地域の歴史・文化と一体となった緑は、地域固有の景観を創出します。

（2）対象とする緑

本計画では、山林や農地、街路樹、住宅地の樹木や草花など、一般的に緑と認識されるものに加え、公園や裸地（グラウンド、原野等）、水面（河川、ため池等）、水辺など、自然的な土地利用が図られている全ての土地を「緑」の対象とします。

ただし、空き地や資材置き場などについては、今後、都市的な土地利用が図られる一時的な裸地のため、「緑」の対象とはしません。

本計画では、「対象とする緑」のうち、現況の緑の把握、緑地の確保目標水準を示すために以下の緑被地と緑地を設定します。

なお、緑被地と緑地について、自然公園、保安林など、一部重複するものがあります。

1）緑被地

緑被地とは、樹木や草花で覆われた土地のことです。

緑被地を定量的に捉える場合、山林や農地、植栽地、屋上緑化など緑を有する面的な土地はその区域の面積、街路樹など樹木単体はその樹冠を水平面に投影した土地の面積（投影面積）が対象となります。

なお、緑被面積・緑被率（区域に対する緑被地の面積割合）を求める際には、前述の緑被地のうち、今後も減少が予想される山林及び農地を対象とします。

2）緑地

一般的に緑地とは、山林や農地など、緑を有する面的な土地が認識されますが、本計画では、都市公園や公園緑地に準じる機能を持つ施設、都市緑地法や都市計画法など緑に関する法や条例等（以下「法や条例等」という。）による区域指定で担保された永続性の高い、一団の規模を有するものを「緑地」の対象とし、緑地率とは、区域に対する緑地の面積割合です。

なお、本計画で対象とする「緑地」は、施設緑地と地域制緑地に大別され、具体的には次頁（新編　緑の基本計画ハンドブック　緑地の分類）を参考にし、本計画の「緑地」を設定します。

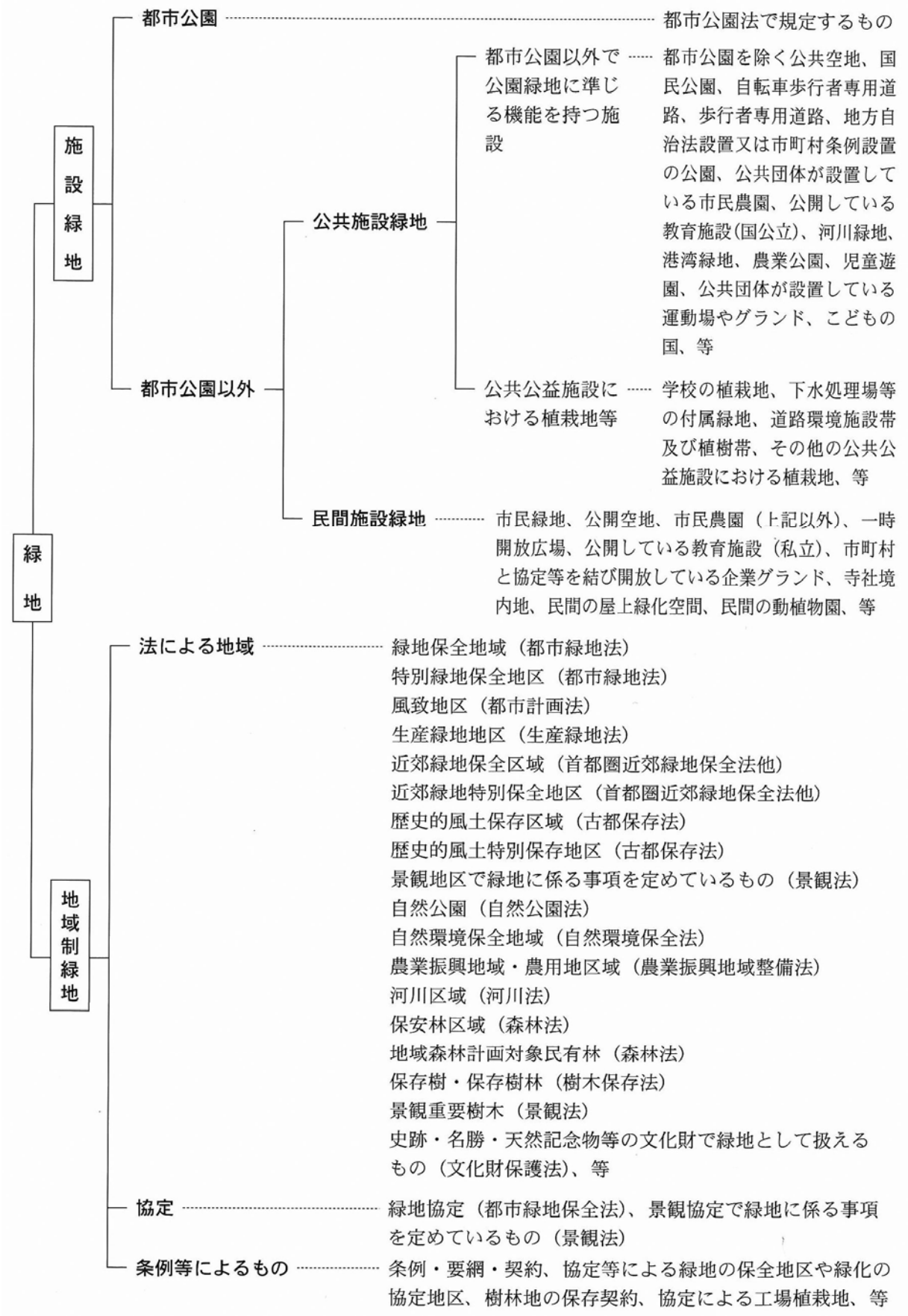
緑地
施設緑地
都市公園
都市公園法で規定するもの
都市公園以外
公共施設緑地
都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設
都市公園を除く公共空地、国民公園、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、地方自治法設置又は市町村条例設置の公園、公共団体が設置している市民農園、公開している教育施設(国公立)、河川緑地、港湾緑地、農業公園、児童遊園、公共団体が設置している運動場やグランド、こどもの国、等
公共公益施設における植栽地等
学校の植栽地、下水処理場等の付属緑地、道路環境施設帯及び植樹帯、その他の公共公益施設における植栽地、等
民間施設緑地
市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外）、一時開放広場、公開している教育施設（私立）、市町村と協定等を結び開放している企業グランド、寺社境内地、民間の屋上緑化空間、民間の動植物園、等
地域制緑地
法による地域
緑地保全地域（都市緑地法）
特別緑地保全地区（都市緑地法）
風致地区（都市計画法）
生産緑地地区（生産緑地法）
近郊緑地保全区域（首都圏近郊緑地保全法他）
近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法他）
歴史的風土保存区域（古都保存法）
歴史的風土特別保存地区（古都保存法）
景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
自然公園（自然公園法）
自然環境保全地域（自然環境保全法）
農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）
河川区域（河川法）
保安林区域（森林法）
地域森林計画対象民有林（森林法）
保存樹・保存樹林（樹木保存法）
景観重要樹木（景観法）
史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）、等
協定
緑地協定（都市緑地保全法）、景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）
条例等によるもの
条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、等

①本計画で対象とする施設緑地

前頁の緑地分類を参考にし、以下に示す「都市公園」「公共施設緑地」「民間施設緑地」を本計画の施設緑地の対象とします。

また、都市公園及び公共施設緑地を合わせて、「都市公園等」と呼びます。

○都市公園

都市公園法で規定された公園。

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区居住者を対象とした公園。 標準敷地面積：0.25ha
		近隣公園	主として近隣居住者を対象とした公園。 標準敷地面積：2.0ha
		地区公園	主として徒歩圏内居住者を対象とした公園。 標準敷地面積：4.0ha
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の総合的な利用に供する公園。 標準敷地面積：10～50ha
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供する公園。 標準敷地面積 15～75ha
特殊公園			風致公園※、動植物公園、歴史公園※、墓園など目的に則し配置する公園。
大規模公園		広域公園	主として一の市町村を越える広域の住民を対象とした公園。 標準敷地面積：50ha 以上
		ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ都市	大都市圏域の住民を対象とした公園であり、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置された一団の地域。 標準全体規模：1,000ha
国営公園			主として一の都府県を越える広域的な利用に供することを目的として国が設置する公園。
緩衝緑地			公害や災害を防止・緩和するため、その発生源と住宅地等を分離遮断することを目的とした緑地。
都市緑地			都市の自然的環境の保全・改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。 標準敷地面積：0.1ha 以上
都市林			主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とした公園。
緑道			災害時における避難路、市街地の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地。 標準幅員：10～20m
広場公園			商業・業務系の地域において、都市景観の向上や利用者の休息を目的とした公園。

○公共施設緑地

都市公園以外で公園緑地に準じる機能を有する公共施設。

児童遊園、子ども広場、市民農園、公開された小学校敷地などが該当します。

○民間施設緑地

民間が設置する公共性及び永続性の高い施設。

寺社境内地や遊園地などが該当します。

②本計画で対象とする地域制緑地

前頁の緑地分類を参考にし、主に緑の保全を目的とした法や条例等により区域が指定された、永続性の高い市街地及び市街地周辺の以下の緑地を本計画の地域制緑地を設定します。

風致地区、保安林、河川・水辺、自然公園、自然保護地域などが該当します。